

Title	中国の民間金融：温州を中心とする東南沿海部における民間金融の実態と地域経済
Sub Title	Informal finance in China : the actual condition and regional economy of informal finance in a southeast coast part centering on Wenzhou
Author	陳, 玉雄(Chen, Yuxiong)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2004
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.96, No.4 (2004. 1) ,p.611(149)- 632(170)
JaLC DOI	10.14991/001.20040101-0149
Abstract	<p>中国では民間金融が行われているが、特に温州に代表される東南沿海部において盛んである。民間金融は、民間貸借、闇為替市場、「民間集資」などの諸形態がある。私营・個人企業の発展で有名となる温州における民間金融は、発生、発展、一時的な低調と更なる発展の段階を経て、成熟段階に入っている。民間金融はこれまで主に、資金面での地域経済の支援、金融アクセス手段の提供およびフォーマルな金融機関の改革の促進という役割を果たしてきた。</p> <p>While informal finance is prevalent in China, it is more actively utilized along the southeastern shore in general, represented by Wenzhou in particular.</p> <p>Informal finance takes forms such as private lending/borrowing, black exchange markets, and "private capital market."</p> <p>Informal finance in Wenzhou, wherein the development of privately run/individual firms is well known, has undergone stages such as the rise, development, temporary slump, and further development, and finally now entering the mature stage.</p> <p>Informal finance has thus far played the role of supporting the regional economy with capital, offering services to help access financing, and promoting the reformation of formal financial institutions.</p>
Notes	<p>小特集：移行期・中国における市場形成・制度改革・産業発展：「温州モデル」を中心に</p> <p>V 資金供給</p>
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20040101-0149">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20040101-0149</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国の民間金融 —温州を中心とする東南沿海部における民間金融の実態と地域経済—

Informal Finance in China — The Actual Condition and Regional Economy of Informal Finance in a Southeast Coast Part Centering on Wenzhou —

陳 玉雄(Chen Yuxiong)

中国では民間金融が行われているが、特に温州に代表される東南沿海部において盛んである。民間金融は、民間貸借、闇為替市場、「民間集資」などの諸形態がある。私営・個人企業の発展で有名となる温州における民間金融は、発生、発展、一時的な低調と更なる発展の段階を経て、成熟段階に入っている。民間金融はこれまで主に、資金面での地域経済の支援、金融アクセス手段の提供およびフォーマルな金融機関の改革の促進という役割を果たしてきた。

Abstract

While informal finance is prevalent in China, it is more actively utilized along the southeastern shore in general, represented by Wenzhou in particular. Informal finance takes forms such as private lending/borrowing, black exchange markets, and “private capital market.” Informal finance in Wenzhou, wherein the development of privately run/individual firms is well known, has undergone stages such as the rise, development, temporary slump, and further development, and finally now entering the mature stage. Informal finance has thus far played the role of supporting the regional economy with capital, offering services to help access financing, and promoting the reformation of formal financial institutions.

## 中国の民間金融

——温州を中心とする東南沿海部における民間金融の実態と地域経済——

陳 玉 雄

（初稿受付2003年10月1日、  
査読を経て掲載決定2003年12月5日）

### 要 旨

中国では民間金融が行われているが、特に温州に代表される東南沿海部において盛んである。民間金融は、民間貸借、闇為替市場、「民間集資」などの諸形態がある。私営・個人企業の発展で有名となる温州における民間金融は、発生、発展、一時的な低調と更なる発展の段階を経て、成熟段階に入っている。民間金融はこれまで主に、資金面での地域経済の支援、金融アクセス手段の提供およびフォーマルな金融機関の改革の促進という役割を果たしてきた。

### キーワード

民間金融、温州、私営・個人企業、情報の優位性、政府対応

### はじめに

中国においては、金融機関などを通じての資金供給には、三つの「偏在性」がある。まず諸外国にも存在するが、より規模が大きい企業への資金偏在である。この問題は、1995年以降政府の「抓大放小（大きなものをつかんで小さなものを放す）」という国有企業改革方針のもとでますます顕在化するようになった。

2番目の偏在性は、農村部にある企業や農業に対する、都市部にある企業への資金偏在である。1978年から1984年までの7年間に農村部へ年間平均83億元、合計で581億元の資金が流入し、それまでの農村部における資金不足問題はいくらか緩和されるようになった。しかし、1985年から1991年までの7年間に農村部から年間平均203億元、合計で1,421億元の資金が流出し、さらに1992年から1998年の7年間に農村部から年間平均1,384.6億元、合計で9,692億元の資金が流出していた（厳2002b, 79頁）。これによって、農村部における資金不足問題は増大されることになった。

そして、国有企業への資金偏在である。白石・矢野（2003）は、1993～1998年の福建省における工業企業215社のマイクロデータを用い推定した。その結果、国有企業、外資系企業、その他（郷鎮企業、私営企業を含む）の順に、内部資金に対する感応度が高くなり資金制約が厳しくなるという

結果を得た。また郷鎮企業の場合、準国有企業の性格を持つものや地方政府のバックアップを受けるものが多く、私営・個人企業に比べその資金調達が可能となる。このように、既存のフォーマルな金融システムにより、資金配分をより国有企業などに偏在させてきた。これは中国における資金配分の所有制による偏在と呼ばれるものであり、国有、集団所有、私営・個人企業の順に資金が偏在してきた。

しかし、企業のパフォーマンスから見ると、資金が偏在してきた国有大企業よりも、差別されてきた小規模な私営・個人企業の方がよい。これは、その資金がマイナス作用をもつか、差別された企業に別の資金調達ルートがあるという二つの原因しか考えられない。

本論文は、こうした資金的に差別された企業の第二の資金調達ルート、すなわち民間の経済活動を支え、そして民間の経済活動の一部となる「民間金融」の実態と問題点を明らかにすることを試みる。

## 1. 中国の民間金融

### (1) 民間金融の概況

1970年代末以降の中国における「改革開放」<sup>(1)</sup>は、まず農村改革から始まり、農村改革から得た自信とノウハウを国全体に振り向けたものといっても過言ではない。農村改革は主に、農業の家族経営制と農村部における商工業企業の導入という二つの部分からなる。結果として、非国有中小企業の族生や農民の収入増、そして国民全体の収入増をあげることができる。非国有中小企業、とりわけ私営・個人企業の族生は膨大な資金需要をもたらしたが、復活または新設された国有銀行はそれらに資金を供給しようとしなない。これはいわゆる「民間金融」にマーケットを与えたことになる。一方、住民収入の増加は今まで表面化しなかった民間金融を供給面から可能にした。

民間金融については、一般的に政策金融あるいは公的な金融の対極として語られる。中国においてはこれまで、フォーマル（中国語では「正式」）な金融機関はほぼ政府による公的な金融機関であるのに対して、これ以外のものを指す言葉として「民間金融」<sup>(2)</sup>が使われてきた。また高利貸しを指す場合が多く、否定的な意味合いが強い言葉として「地下金融」（闇金融）は多くの公的メディアに見られる。また日本では、インフォーマルな金融というと、最近問題視される消費者金融、いわ

---

(1) 農村改革をはじめとする「改革開放」は、政府が社会低層の変革すなわち「下からの変革」の行動結果を黙認し、あるいは追認してきた性格を持つ（陳玉雄 2001, 85～88頁）。

(2) 最近、一定の要件を満たせば内国民間資本による金融機関の設立を認めるべきであることが、一部の研究者の間で提起されるようになった。また中国唯一の民間金融機関とされ、内国民間資本が50%以上を占める民生銀行が設立されていた。ただし、民生銀行による金融活動を「民間金融」という人はほとんど見られない。

ゆる闇金融のイメージが強い。そして中国においては、<sup>(3)</sup>「民間貸借」という言葉が多く見られる。これは「民間金融」の大部分を占め民間における貸借関係を伴うものである。

以上中国においては、民間金融すなわちインフォーマルな金融、民間資本による金融以外に、場合によって高利貸し、闇金融などの意味で使われることがある。本論文では、「民間金融」は中国におけるフォーマルな金融機関以外の、金融活動やそれを営む仕組み（あるいはネットワーク）、組織および個人を指すものとする。

民間金融の規模について、これまで全面的な統計がなく、また民間金融自体の性格上の問題でその統計をとることはほとんど不可能に近い。これに対して、農家の資金調達についてはいくつかの調査が行われてきた。その中で、中央政策研究室と農業部との共同プロジェクトである農村固定観察点調査の統計データは比較的に整っている。表1はこれに基づき作成したものである。中国農家の世帯あたり年間資金調達に占める民間貸借の比率は、1986年の63.9%から1987年の66.1%に高まり、以降70%台でおおむね上昇傾向にある。これは、農家の資金調達が民間金融に依存していることを表している。

表2は、これまでの民間金融の規模または割合についての断片的なデータを集めたものである。表が示すように、1980年代半ばの時点で全国の民間貸借の資金はほぼフォーマルな金融機関の農業

表1 中国農家の世帯あたり年間の資金調達

(単位：元，%)

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1993年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	
世帯あたり人数	4.79	4.77	4.80	4.72	4.70	4.64	4.50	4.37	4.33	4.28	4.24	4.21	
資金調達額 a	302.11	403.88	506.78	451.89	408.73	511.94	840.05	1,090.85	1,307.32	1,229.96	1,319.47	1,446.02	
(内)銀行・ 信用社から	金額b b/a	109.00 36.1%	136.96 33.9%	148.75 29.4%	100.15 22.2%	105.35 25.8%	136.82 26.7%	180.74 21.5%	263.21 24.1%	332.82 25.5%	293.89 23.9%	276.49 21.0%	354.82 24.5%
(内)民間貸 借	金額c c/a	193.11 63.9%	266.92 66.1%	358.03 70.6%	351.74 77.8%	303.38 74.2%	375.12 73.3%	659.25 78.5%	827.64 75.9%	974.50 74.5%	936.07 76.1%	1,042.98 79.0%	1,091.20 75.5%
「合作基金会」から	-	-	-	-	-	-	36.95	59.99	48.41	35.7	45.56	49.8	
「個人貸借」	-	-	-	-	-	-	607.2	740.27	902.04	866.3	975.88	1002.92	
その他	-	-	-	-	-	-	15.1	27.38	24.05	34.07	21.54	38.48	

(出所) 張 (2001) 主編

(3) 「民間貸借 (借貸という)」には二つの意味がある。狭義の「民間貸借」は、民間における純粋な貸借関係を指す。個人および「銭庄」などのインフォーマルな金融仲介者を介する場合と、民間の個人および企業が仲介者を介さずに直接に行う貸借を含む。広義の「民間貸借」は「民間金融」とほぼ同義であり、フォーマルな金融機関を通じる貸借以外のすべての貸借を指す。狭義の「民間貸借」以外に、「民間集資」、質屋金融などを含む。本論文では、特に説明しない限り、狭義のものを指す。

表2 民間金融の規模または割合

場所	時期	銀行・信用社	民間貸借	資金調達者など	規模	資料
全国	1980年代半ば	300億元①	300億元	-	600億元	章(1986, 30~32)
全国農村	1980年代半ば	(3分の2)	(3分の1)	農民	-	章(1986, 30~32)
安徽省貴池県牌樓郷	1978年	10万元	2.5万元	住民あるいは集団	-	貴池県(1985, 111)
四川省	1982年		83.5元	1280農家の1世帯あたり	-	盧・李(1993, 67)
安徽省貴池県牌樓郷	1983年	105.6万元	35.4万元	住民あるいは集団	-	貴池県(1985, 111)
江蘇省青溝	1986年	6万元	80万元	商業を営む農家	-	盧・李(1993, 91)
四川省	1989年		200.5元	1280農家の1世帯あたり	-	盧・李(1993, 67)
江蘇省	1995年	13%の農家	114%の農家②	農家	-	包(1996, 63)
全国	1995年	64.2%	35.80%	従業員が50人以上の私営企業	-	陳劍波(2001, 102頁)
全国	1998年	66.7%	33.30%	従業員が50人以上の私営企業	-	陳劍波(2001, 102頁)
全国	2001年ごろ	10%	25%③	私営・個人企業	-	張(2002, 1頁)

出所：筆者作成。

注：①は農業信用貸出の金額である。②そのうち、84%の農家が親族・友人から、18%の農家が「農村合作基金会」から、11%の農家が親族・友人以外の人から、1%の農家が村などの集団から借り入れた。③買掛金などを含む、また残りの65%は自己資金であるとされる。

信用貸借の規模と同じ300億元であったと推測されている。多くの地方の調査報告によれば、農村地域における貸借関係の内、3分の2は銀行の融資で、3分の1は民間貸借であり、地方によって半々であると指摘されている(章 1986, 30~32頁)。そして、2001年現在では全国における私営・個人企業の資金調達のうち、自己資金<sup>(4)</sup>(65%)以外に、銀行・信用社からは10%、民間金融からは25%を占めている(張 2002)。すなわち、民間金融からの調達はフォーマルな金融のその2.5倍になる計算である。

表3は、従業員50人以上の私営企業における資金調達の内訳を表している。1995年、1998年の時点で、私営企業の上場や債券発行はほとんど認められないため、私営企業の株式、債券による資金調達はほとんどインフォーマルな方式によるものだと考えられる。これは後ほど説明するが、いわゆる「民間集資」である。ここでは、非公式ルート、株式と債券による調達を民間金融に属すると仮定する。表に示したように、1995年では銀行、信用社からの調達は22.6%を占め、民間金融は14.6%を占める。1998年では、同じくそれぞれ18%と10.6%となる。すなわち、フォーマルな金融からの調達は民間からのそれより、1995年が1.55倍になり、1998年が1.70倍になる計算である。

(4) 中国では、自己資金あるいは自己資本には創業者または株主が個人名義で借り入れたものを含む場合が多い。また、株主投資の場合でも、株主が個人の名義で調達したものを含み、インフォーマルルートで調達する可能性がある。

表3 従業員50人以上の私営企業の資金調達

(%)

	株式①	債券②	銀行融資③	信用社④	非正規ルート⑤	余剰留保⑥	株主投資	③+④	①+②+③
全体									
1995年	1.0	1.0	12.2	10.4	12.6	30.2	21.9	22.6	14.6
1998年	1.3	0.3	9.7	8.3	9.0	26.2	35.8	18.0	10.6
都市別 (1998年)									
北京	0.6	0.0	3.0	5.3	11.1	23.1	45.6	8.3	11.7
順徳	0.0	0.0	15.9	14.1	7.8	19.6	28.8	30.0	7.8
成都	5.0	2.1	17.2	18.3	6.2	30.4	28.6	35.5	13.3
温州	2.3	0.0	19.2	1.7	6.5	44.5	29.4	20.9	8.8
綿陽	0.0	0.0	26.2	23.0	9.6	14.1	11.7	49.2	9.6
徳陽	0.0	0.0	3.0	16.7	6.3	27.2	26.0	19.7	6.3

出所：陳劍波 (2001), 原資料は International Financial Corporation (2000), *China's Emerging Private Enterprises—Prospects for the new century—*

注：対象は、従業員50人以上の私営企業である。1995年は147社、1998年は363社が有効なデータを提供した。1995年、1998年の時点では、上場または債券発行がほとんど国有企業にしか認められていない。そのため、私営企業は株式、債券などのインフォーマルな方式で資金を集める。これはいわゆる「民間集資」あるいは「社会集資」である。また、株主投資は株主がインフォーマルなルートで調達し、投資するものを含んでいる。

## (2) 民間金融の形態

民間金融の形態は、民間貸借に質屋、闇外為市場および住民または従業員などからの資金を集める「民間集資」などがある。民間貸借の形態は、個人間の直接貸借以外に主に「合会」、「合作基金会」、「銭庄」および個人金融業者の「銀背」（「銭中」ともいう）などがある。以下でそれぞれの形態について説明を行う。

### a. 「合会」

「合会」とは、参加者（十数名から数十名程度の場合がほとんど）が集まって、定期的に参加者の人数に等しい開催回数で積立て（掛金）を行い、毎回1人の参加者がその1回の掛金全部の給付を受ける庶民の相互的な金融方式である。中国における「合会」の方式は、日本の「無尽」の方式と全く同様である。表4は、筆者が調査した福建省福清市において1996年9月から97年11月までの期間に月3回の割合で行われた「標会（入札無尽）」<sup>(5)</sup>の計算表である。表には各参加者が支払った掛金と受け取った給付金、給付金の用途および金利についての情報が得られる。

(5) 福清市における「標会」と浙江省温州市におけるそれとは、入札方式、親の扱い、会額（表4の100元会）などで違いが見られる。表4についての詳しい説明も、『中国経営管理研究』に掲載予定の拙稿「中国東南沿海部における『合会』の実態とその金融機能——浙江省温州市と福建省福清市における『標会』の事例比較を中心に——」を参照。

表4 福清市における「標会」(100元会) 計算表

(単位: 元, %)

順番 A	給付者 B	給付日付 C	標金 $D_A$	給付金 $F_A$	掛金総額 * $G_A$	月単利	給付金の使途 $J_A$
0	a 女	96.09.05	0	4,200	4,200.00	0.00	企業の運転資金
1	a 女	96.09.15	20	3,280	4,100.00	-5.10	企業の運転資金
2	b 女	96.09.25	17	3,420	4,080.00	-3.86	子弟の教育資金
3	c 女	96.10.05	18	3,398	4,063.00	-4.19	店舗開業資金
4	c 女	96.10.15	16	3,492	4,045.00	-3.43	店舗開業資金
5	d 女	96.10.25	18	3,434	4,029.00	-4.82	家内工業運転資金
6	c 女	96.11.05	17	3,488	4,011.00	-3.71	店舗開業資金
7	d 女	96.11.15	17	3,505	3,994.00	-3.68	家内工業運転資金
8	c 女	96.11.25	17	3,522	3,977.00	-3.65	店舗運転資金
9	d 女	96.12.05	17	*3,539	3,960.00	-3.61	設備購入資金
10	d 女	96.12.15	18	3,524	3,943.00	-4.00	設備購入資金
11	d 女	96.12.25	18	3,542	3,925.00	-3.97	借入金の返済資金
12	c 女	97.01.05	19	3,530	3,907.00	-5.03	店舗運転資金
13	e 男	97.01.15	15	3,665	3,888.00	-2.54	越年資金
14	f 男	97.01.25	17	3,624	3,873.00	-3.42	親族・友人の結婚祝金
15	g 女	97.02.05	17	3,641	3,856.00	-3.38	弟の結婚祝金
16	g 女	97.02.15	15	3,710	3,839.00	-2.20	借入金の返済資金
17	e 男	97.02.25	12	3,800	3,824.00	-0.51	子弟の教育資金
18	h 男	97.03.05	15	3,740	3,812.00	-2.38	他の会の掛金
19	i 女	97.03.15	*14	3,778	3,797.00	-0.64	不明
20	b 女	97.03.25	15	3,770	3,783.00	-0.76	船舶購入資金
21	b 女	97.04.05	17	*3,743	3,768.00	-7.49	船舶購入資金
22	j 女	97.04.15	14	3,820	3,751.00	21.90	親族・友人への貸付資金
23	k 女	97.04.25	15	3,815	3,737.00	5.00	主人の行商の資金
24	l 男	97.05.05	14	3,848	3,722.00	4.90	行商の仕入れ資金
25	m 女	97.05.15	14	3,862	3,708.00	4.13	不明
26	l 男	97.05.25	14	3,876	3,694.00	3.72	借入金の返済資金
27	n 女	97.06.05	14.5	**3,883	3,680.00	3.31	四川へ里帰り資金
28	o 男	97.06.15	15	3,890	3,665.50	3.06	旅行資金
29	h 男	97.06.25	14	3,918	3,650.50	3.16	他の会の掛金
30	p 女	97.07.05	13.5	3,938	3,636.50	3.12	不明
31	q 女	97.07.15	14	3,946	3,623.00	2.96	不明
32	r 女	97.07.25	11.2	3,988	3,609.00	3.14	銀行への預金
33	s 男	97.08.05	14	3,974	3,597.80	2.80	会社への貸付金
34	t 男	97.08.15	14	3,988	3,583.80	2.74	会社への貸付金
35	u 女	97.08.25	13	*4,009	3,569.80	2.74	子弟の教育資金
36	v 女	97.09.05	11	4,034	3,556.80	2.76	不明
37	u 女	97.09.15	9	4,055	3,545.80	2.73	銀行への預金
38	u 女	97.09.25	10	4,060	3,536.80	2.62	銀行への預金
39	w 女	97.10.05	75	3,875	3,526.80	1.62	不明
40	x 男	97.10.15	85	3,930	3,451.80	2.10	不明
41	m 女	97.10.25	20	4,080	3,366.80	2.97	会社への貸付金
42	y 女	97.11.05	0	4,200	3,446.80	2.97	銀行への預金
合計	男11女32	43会合		162,333.50	162,333.50	-	-

出所: 筆者の調査をもとに作成。

注: \*は筆者の計算による。\*\*は3882.5であるはず。順番は給付順番を指す。「標金」とは、未給付者への割引落札額である。すなわち、未給付者が掛金を支払うに際して定額掛金から割り引かれる部分である。掛金は未給付者の割引後掛金(未給付者が実際に支払う掛金)である。受給済みの者の掛金は、すべて定額掛金の100元である。計算式は本文を参照。K 女とL 男は夫婦である。給付金の使途は、筆者の親族・友人の協力を得て行った各参加者に対する聞き取り調査の結果に基づいて作成したものである。なお、期間(約10日)の単利  $r$  の計算式は以下となる。

$$100(1+42r) + \sum_{i=1}^{A-1} E_i[1+(42-i)r] + \sum_{i=A+1}^{41} 100[1+(42-i)r] = F_A[1+(42-A)r]$$



1970年代末から復活した「合会」は、その種類および名称が多く、また給付金の用途を限定するものと無制限なものに分けられる。また、給付金の用途無制限な「合会」は、その給付順序の決定方式などによって、大きく「輪会（順番無尽）」、「揺会（抽籤無尽）」および「標会」などに分けられる。このうち、「標会」は日本の「入札無尽」に相当するもので、1回目は親が給付を受ける以外、2回目以降は入札により給付者を決める。資金の必要性が高いものは、高い支払利息を入札することにより、早い順番での給付を受けることが可能となるので、資金需給の程度が金利水準に反映されやすい方式である。他の「合会」と同様、ほとんど地域の知り合いの間で行われ、対人信用で、保証人、担保を必要とせず、資金の用途に対する制限も一切ないので、人々に利用されやすい。このため、1980年代に「標会」方式が復活した「合会」の主流となっており、現在でも行われている。

#### b. 「銭庄」

改革開放後の中国において、地域の有力者は地域における旺盛な資金需要に応え貸し手と借り手の紹介を始めた。そのうちにその紹介から手数料を受け取り、やがてこれを職業とするものが現れた。これらの個人貸金業者（浙江省では「銀背」といい、福建省では「銭中」という）は、最初は借り手と貸し手の紹介を行い、両者から手数料を受け取っていたようである。次第に預金を受け入れ、貸付業務を行うようになり、個人銭庄ともいわれるようになった。また個人銭庄以外に、同志数人で経営するものもあった。84年に、浙江省温州市や福建省福清県（現在は市）で地方の工商管理局に営業許可を受けた銭庄が現れた（徐笑波その他 1994, 99頁）。このような金融業者は、銭庄以外に、「城市信用合作社」、「金融サービス社」などの名称を使用してきた。

これ以外に、江蘇省塩城市、湖北省馬山県などで地下銭庄の存在が報告される。四川省平昌県岩口郷高氏の場合を見ると、一時は経営規模が同郷の信用社の預金と貸出の総額を超えた。最後に、88年武漢市にある30の小銭庄は、5,500万元の預金を受け入れ、全市の増加額の30%を占めるようになった。その後、一時期その受け入れ額は、市内に1,600の営業場所を持つ7の銀行を超え、一位を占めるようになった（朱・胡 1997, 33~37頁）。張（2002, 2頁）は、銭庄と個人仲介業者が民間金融市場における中心的な存在となりつつあると指摘している。

#### c. 「農村合作基金会」

「農村合作基金会」には二つの意味がある。狭義には、郷（鎮）あるいは村というレベルの地方政府が実質的に経営してきた「農村合作基金会」を指す。広義には、狭義の農村合作基金会以外に、業界組織が作った「業界合作基金会」や貧困救済資金や農民の儲金（入会金）をプールした貧困救済を中心目的とする「農村互助儲金会」があるとされている（鄭 1998, 407~412頁および温 2000, 10~12頁）。ただし、業界合作基金会や農村互助儲金会は、普及程度や影響力などにおいて郷（鎮）、村政府が経営する農村合作基金会と比較できるほどのものではない。本報告では、特定しない限り狭義なものを指す。農村合作基金会は、一時期「農民自身の金融機関」、「中国式のグラミンバン

ク」とされ、多くの人々の注目を集めた。しかし、1999年に全面的に整理され、今ではなくなった。

農村合作基金会は、郷（鎮）政府あるいは村の村民委員会が土地などの資産を売却した資金や今までの住民などに対する貸出を回収した資金などを集団所有資金として出資し、設立されたものである。1995年の「商業銀行法」あるいはそれ以前の「銀行管理条例」では、銀行（信用社を含む）以外に預金を集めることは禁止されている。そのため、農村合作基金会は、出資という形で、「株金」という名目のインフォーマルな方法によって、実質的に高い金利の定期預金で農民の資金を集めた（1ヶ月定期という短期のものが多く、引き出しが自由なため、その資金調達構造は不安定である）。そのメリットとして、貸付手続きが簡素であり、地域における情報収集の力が強く、貸付は機動的であることがあげられる。また、個人あるいは個人企業に対する貸付も行うため、地域に歓迎されるようになった。96年末で、全国で2万1千の郷（鎮）、2万4千の村は「農村合作基金会」を設立し、融資規模は約1,500億元となった<sup>(6)</sup>（温 2000, 5頁）。

しかし、資金調達構造が不安定である上に、農村合作基金会の経営は少数の農村幹部に任せられ、経営に対するモニタリングがほとんどなかったため、有力幹部の親族企業に多く融資し、「機関銀行化」の恐れもある。また、郷鎮政府の長が自分の業績を作るため、地元の郷鎮企業に融資させる場合も多かった。さらに、預金の形として「株金」の形をとるため、預金者が株主になり、その内部蓄積に対する所有権が曖昧で、経営インセンティブが不足し、貸出先に対するガバナンスが皆無といえる。その結果、不良債権が多く発生した。そこで99年1月、金融リスクの除去を理由に、國務院は全国的に農村合作基金会の業務停止を命令する通達を出した。これを受け、農村合作基金会は資産負債を整理し、信用社に合併されまたは閉鎖する段階に入った。

#### d. その他

以上で見てきた「民間貸借」以外に、闇外為市場、質屋および「民間集資」などの民間金融形態がある。「闇外為市場」<sup>(7)</sup>は、これまでフォーマルな市場とは別に民間に対し外為市場にアクセス手段を与えてきた一方、政府の「外為市場改革」を促進してきた側面も持っている。また、質屋（中国語で當舖という）は日本のそれとまったく同じものであるが、質入対象は自動車、不動産などに及び、銀行の抵当と類似する機能を持つ場合が多い。

そして「民間集資」<sup>(8)</sup>とは、郷鎮企業などが主体となり、個人や企業などを対象に行うインフォー

---

(6) ちなみに、1996年末のフォーマルな金融機関の農業貸出は1,919.1億元となり、個人企業などを含む郷鎮企業に対する貸出は3,101.7億元となっていた。また中国の行政機関は、国の下に、省（直轄市あるいは自治区、2001年末に33あり、以下の数字は同）から地区（市、332）、県（市あるいは区、2053）、郷（鎮）、村（自発的に形成された自然村に対し、人為的にいくつかの村を一つにまとめ行政村という）の順となる。

(7) 陳（2002, 56～59頁）を参照。

(8) 陳（2002, 58頁）を参照。また、本論文は「民間集資」を郷鎮企業によるインフォーマルな資金集めという意味で使う（中国のメディアでしばしば「乱集資」とされ、また政府の取り締まり対象

マルな資金集めを指す。

以上までは、全国の「民間金融」の概況を見てきたが、以下は中国における民間金融の発展の代表的な地域である温州における民間金融の発展を観察する。

## 2. 温州における民間金融の発展

温州市は私営・個人企業の発達で有名であり、民間金融が盛んに行われているとされる。林(2002)によれば、現在温州の有名企業、例えば正泰、徳力西、人民、天正、康奈、奥康、紅蜻蜓などは、その創業と発展初期の資金は自己調達や民間貸借に依存していた。正泰最初の登録資本金5万元は、数名の株主が親族・友人から借り入れたものであった。

表5は、温州市における民間金融の規模あるいは割合を表したものである。また、張(1999, 437頁)は、温州農村における民間金融の形成と発展は、1978年から1987年までがその主要時期であったと指摘し、史ほか(2002, 201頁)は、温州市の民間貸借が1986年に高潮を迎え、1993年、1994年にその発展は頂点に達した。つまり、民間金融は資金面で温州市における私営・個人企業の発展を支えてきた。これらの研究によりながら、温州市の民間金融を以下のように、その発展段階の整理を試みる。

### (1) 発生段階(1978~1982年)

農村における家内工業はスタートしたばかりであり、わずかの資金で簡単な設備、国有企業などが見ようともしない原材料を購入し、家内工業を運営できた。資金の回転率が非常に速い。しかし農業蓄積が少なく、フォーマルな金融機関は農業以外の個人経営者に資金を供給しなかった。そのため、生産資金を用途とする民間貸借が発生し、高速で発展した。この段階の温州における民間金融は、各種の「合会」と仲介なしの直接貸借がその主な形態であった。

### (2) 発展段階(1983~1987年)

温州の農村地域における家庭商工業は、数年間の経営によって、巨額な資金を蓄積してきた。一方、農村における家内工業が急速に発展し、専門市場(黒瀬論文を参照)も絶えず形成されていた。そのための資金需要が膨大となったため、この時期に、民間金融の規模が拡大し、仲介者を通じる間接貸借が続々と現れる。

蒼南県における1985年の農業銀行の統計によると、農家の金融収支のうち、「民間貸借」が88%

---

となっている)が、中国語の文献で政府がインフラ整備を行うに際し民間から資金を調達するという意味で使われる場合がしばしば見られる。

表5 温州市の民間金融

場所	時期	銀行・信用社から	民間貸借	自己資金①	調達資金規模	資金調達者など	資料
蒼南県金郷鎮	1980年	30万元	270万元		300万元	郷鎮企業	陳・曾(1988, 114頁)
温州市	1985年	30%	36%	34%	6.5~7億元	個人・私営企業, 郷鎮企業	張・李(1990, 128頁)
温州市	1985年	2億元	6億元		8億元	商工業の実際の経営資金	中生(1992, 7~8頁)
蒼南県銭庫鎮	1985年	38%	62%		366.4万元	商工企業45社	張・李(1990, 128頁)
蒼南県銭庫鎮	1985年	14万元	42万元	52万元	119万元	集団や個人経営商店	中生(1992, 8頁)
温州市	1985年	34.3%	53.1%②		6.5億元	農村資金市場	李・王(1987, 21~22頁)
橋頭鎮	1985年	8.6万元	17.6万元③	38万元	64.2万元*	流通業個人企業10社の運転資金	盧・李(1993, 86頁)
橋頭鎮	1985年末まで	164万元	321.6万元			193郷鎮企業の資金調達	盧・李(1993, 86頁)
温州市	1987年初め	3分の1	3分の1	3分の1	7億元	農村の商品生産が必要とする資金	中生(1992, 8頁)
温州市	1988年	5.0%	95.0%			民間企業の資金調達	張・張(1989, 85~86頁)
温州市	1993年	20.0%	40.0%	40%		民営企業の資金構成	史ほか(2002, 196頁)
温州市	1993年	8.0%	72.0%	20%		民営企業の運転資金の構成	史ほか(2002, 196頁)
温州市	1993年		44.93万元		67.93万元	株式合作制, 私営および個人共同経営企業の運転資金	張(1999, 439頁)
温州市	2001年前後	400億元(24%)	270億元(16%)	60%④	1666.7億元*	中小企業の総資金	王(2002, 1頁)
温州市	2001年前後	66.7%⑤	33%			金融機関の資金量	史ほか(2002, 199頁)

出所：筆者作成。

注：①経営者および大株主が個人で調達した資金を含む。②その内訳は、「合会」からが12%、「銭庄」からが5%、企業従業員からの資金集めや社債発行などの「民間集資」が21.5%、直接（個人）貸借が14.6%であった。③その内、高利貸しが3万元、親族・友人からの資金調節が14.6万元とされている。④企業の創業資金の中で、創業者が個人名義で行った借入れが125億元になる。⑤その内、国有商業銀行を中心とする政府金融機関は56.7%、農村信用合作社と城市信用合作社は10%。しかし、運用されている資金から見ると、民間金融は約50%を占めている。\*は筆者の計算によるものである。

を占めていた（孫 1989, 177頁）。同じく1985年において、永嘉県橋頭鎮流通業個人企業の運転資金が57.2万元となり、そのうち自己資金38万、銀行・信用社からの借入れ8.6万元、高利貸し3万元、親族・友人からの調達14.6万元とされている（盧・李 1993, 86頁）。80年代半ば頃、民間企業の資金需要（自己資金を除く）の内、半分以上も、「銭庄」などで調達されていた<sup>(9)</sup>（嚴 1997, 79頁）。樂清県樂成鎮と蒼南県銭庫鎮にそれぞれ、資金融通量が300万元以上の「銀背」は約10社あった。1984年温州地区、福清県に個人銭庄が出現した。樂清県の質屋2社は、預金や貸出業務も行った。1990年の預金利率は月1.665%、貸出3.3%であり、預金量300数万元にのぼった（徐ほか 1994, 98~103頁）。

(9) 原出処は詹武「温州市金融態勢改革の效果和啓示」『人民日報』1987年8月21日。

また張・李（1990，128頁）によると，1985年に温州市の個人・私営企業を含む郷鎮企業の資金需要は6.5億元から7億元であったが，うちフォーマルな金融機関からの借り入れによって賄われたのが30%，「民間貸借」が同じく36%，その他は自己資金であった。その中でも経済がより発展している沿海地域では，民間貸借の比重がさらに大きくなる。蒼南県銭庫鎮における卸売り10社，26商店，工業企業9社の資金調達額366.4万元のうち，自己資金を除き38%は信用社の貸出，62%は民間貸借であった。樂清県柳市区の郷鎮企業や家庭企業の資金のうち，50%は民間から借り入れたものである。

その次に李・王（1987，21～22頁）は，同じく85年の温州における農村資金市場の資金額は6.5億元と推定しているが，その調達先は，フォーマルな金融機関からの融資34.3%，市内にある8,000余りの「合会」から12%，「銭庄」から5%，企業従業員からの資金集めや社債発行を含む「民間集資」が21.5%，直接（個人）貸借14.6%であったという。

### (3) 一時的な低調と更なる発展段階（1987～1994年）

温州市における民間金融は，地方政府の暗黙の支持を受け，大いに発展してきた。しかし民間金融に対する監督などはほとんどなく，「拾会」<sup>(10)</sup>をはじめ一部では生産ではなく金融のための金融となる。そして，フォーマルな金融機関の預金量などに大きな影響を与えたため，フォーマルな金融機関などの強い要請を受け，地方政府が金融や社会の混乱を未然に防ぐことを理由にその取締りに乗り出した。1986年2月樂清県政府は「拾会などの違法金融活動を禁止する」という通達を出し，3月から全県の共産党幹部や行政機関を動員し，本格的な取締りを展開した。これらを受け，民間金融の活動は一時的に低調となり，さらに地下に隠れるようになった。しかし，数多くの私営・個人企業の資金需要がなくなるわけではない。特に1990年代に入ると全国的に経済成長率が急回復し，投資ブームが起きた。一方，温州の民間資金は「拾会」事件でダメージを受けたものの，これまでの家内工業などでの膨大な蓄積があった。

また，1988年瑞安埭頭村における直接貸借は77.9万元，民間からの貸借総額の86.2%を占めていた。「銀背」の預金利率は約2～2.5%であり，貸出利率は約2.5～3%であった。1992年8月において，瑞安市莘塍区30の行政村には，平均で1村に1人の「銀背」がいた。平均貸出額100万元，総規模3,000～4,000万元に達し，フォーマルな金融機関の1991年の貸出総額にほぼ等しい（張軍1999，439～440頁）。

---

(10) 樂清県を中心に行われたいわゆるネズミ講である。すなわち，参加者への給付金およびその予定額が常に掛金およびその予定額を上回るような不健全な仕組みであり，講の資金繰りをつけるには，常に会員数を増加させ続けなければならない講である。結果として，「拾会」の関係で死者45人の暴動まで発展した。しかし梁（2002，3頁）は，「拾会」による社会問題の直接的な原因が「拾会」自身の問題ではなく，政府の取締りによる会員の親に対する信頼が崩れることにありと主張している。

1992年8月、蒼南県住民が手持ちの現金4.2億元のうち、3.5億元は民間貸借に投入されていた。永嘉県甌北鎮と橋頭鎮において民間貸借に参加する住民の世帯数と資金量はそれぞれ40%を占めた(張軍 1999, 439頁)<sup>(11)</sup>。

1993年に行われた温州市金後郷農家50世帯に対する調査によると、1993年に民間から資金を借り入れた世帯は26世帯(52%)、年末借入残高61.45萬元、世帯あたり1.23萬元であり、生産資金50.8萬元、82.7%を占めた。消費資金は10.65萬元、17.3%を占めた。また同年における50世帯のうちフォーマルな金融機関から借り入れた資金はわずか5萬元であり、民間貸借の8.1%しかない。市全体を71万世帯で計算すると、民間貸借の残高は31.6億元となる。そして、株式合作制、私営および個人共同経営企業に対する調査で、1993年度の運転資金67.93萬元のうち、44.93萬元は民間から借り入れており、これは全体の66.1%を占めていた(張軍 1999, 439頁)。

最後に史ほか(2002, 196頁)によれば、1993年において温州にある民営企業の資金構成のうち、銀行・信用社からの調達率は20%、経営者が自己調達したものは40%、民間貸借は40%を占める。運転資金の場合、企業が自己調達した20%の残り80%に対し、その90%が民間金融から調達であった。

#### (4) 成熟段階(1995年以降)

1994年ごろから国は引き締め政策をとり、民間金融に対してもこれまでにない厳しい対応で臨んだ。一番多いときは、温州に約200数社の基金会、170数社の城市信用社があった。基金会や城信社の整理によって、民間の老人協会、親友互助会、質屋、各種の投資会社が衰退した(劉・王 2002)。

表3から、1998年に温州にあった従業員50人以上の私営企業の資金調達には、インフォーマルなルートが6.5%を占めたとされる。しかし1998年時点で温州の私営企業が株式上場した企業がなく、株式で調達したものを含むと8.8%となる<sup>(12)</sup>。また、内部留保の44.5%を除く場合、インフォーマルなルートで調達したものは15.9%を占めるようになる。さらに、株主投資は株主が個人で調達したものを含み、その内のかなりの部分が民間から調達したものだと考えられる。株主投資をも除く場合、インフォーマルなルートで調達したものは33.7%を占めるようになる。

2001年8月に3E研究院が行った聞き取り調査において、温州市商工連合会調査研究部葉正康部長は、「近年温州市全体においてフォーマルな金融機関の預金総額は700億元であるのに対し、貸出額は400億元しかない。このため、資金額が200億元と推定される『民間貸借』の高速回転が経済の活性化に大きく貢献している」と述べた。

---

(11) 原資料は張震宇・毛春華(1993),『社会主義市場経済条件下的温州金融現象透視』,浙江大学出版社。

(12) 温州企業はほとんど民間貸借で起業し、一定の規模に達したら株式の私募(拡股という)を通じて資金を調達する(崔ほか 2002)。しかし現状では、上場以外の株式の取引は認められていない。また1998年時点では温州の私営企業で上場したものはない。

そして2002年1月に中国人民銀行温州支店が行った調査によれば、温州市における中小企業の総資金1,670億元の内訳は、自己資金が1,000億元60%に、銀行借入れが400億元で24%を占め、民間貸借は約270億元（16%）と推定されるという。また企業の創業資金のうち、創業者が個人名義で行った借入れが125億元になる。その他、消費資金の貸借、互助的な貸借を含むと、「民間貸借」の規模は300～350億元になる（王 2002）。同じく中国人民銀行温州支店の調査によれば、2002年末現在の温州における民間貸借の規模は350億元ぐらいとなる（胡・曹 2003）。さらに、中国農業銀行温州支店の調査によれば、民間金融は農村資金市場の3分の1、文成県、泰順県などのより遅れた地域は3分の2を占めていた（崔ほか 2002）。

最後に、人民日報社の記者による調査で以下のようなことがわかる。温州市工商連合会の趙文晷は、2001年現在温州に16.7万社の中小企業があり、その資金の60%は民間貸借で調達すると語った。樂清市虹橋鎮の金融機関の預金残高は14億元、貸出残高は8億元、民間貸借の残高は平均で4億元と推算される。大荆鎮双峰郷平原村は生産資金約1億元が必要で、ほとんど民間金融から調達されている。金郷鎮のほとんどの世帯（8000）が「合会」に参加し、場合によって複数の「合会」に参加する。「合会」の資金総量は2.4億元に達していた。全国3大包装基地といわれる龍港鎮は、90%の企業が民間から資金を調達し、一般的に民間貸借が企業の総資金に占める比率は約30～40%を占め、利率は月0.8～1.5%となる（崔ほか 2002）。

### 3. 民間金融の役割

中国東南沿海部の農村部の経済発展には、典型的なパターンが三つあるとされている<sup>(13)</sup>。蘇南モデルでは、集団企業が中心となって、地方政府の力を借りてフォーマルな金融機関から資金を調達するケースが多い。珠江モデルでは、外資の存在感が大きい。そして温州モデルでは、私営・個人企業が経済の主役となり、フォーマルな金融機関が十分な役割を果たせない中で、民間金融が地域経済の発展に大きく貢献している。

ヘルマンほか（1997）は、「預金を集めるための預金機関のネットワークを構築し、預金者をフォーマルな金融部門に統合するためにさらに投資を行うことは、途上国の金融深化の重要な部分である」（同書、197頁）とフォーマルな金融による預金者の統合、または間接的に民間金融の役割縮小を提唱している。

しかし中国の現状を見ると、フォーマルな金融機関は当面民間金融の役割を完全に代替できない。「インフォーマル・クレジット市場における貸手・借手間の顧客関係あるいはそれに基づく審査情報の累積は、一定の初期投資と長期にわたる機会利潤の放棄により蓄積された一種の資産であって、

---

(13) 厳論文を参照。

代替的金利の上昇に誘引されて顧客関係を破棄することは多大のコストを伴うことになりうる」(寺西 1991, 152~163頁) ため、フォーマル金融機関の金利上昇により、フォーマル金融機関の拡張、インフォーマル・クレジット市場の縮小には簡単につながらない。「方興銭庄」は、銭庫鎮のフォーマルな金融機関の金利上昇によって1989年5月に閉鎖に追い込まれたが、フォーマルな金融機関がその機能を完全に代替できず、「銭庫城市信用合作社」などの活躍につながった。そして、国有商業銀行はそのリストラの一環として、農村部や地方中小都市から撤退している。したがって当面、フォーマルな金融機関は、中国とりわけ農村部に十分な機能を果たし、満足できるサービスを提供することはできない。民間金融はこれまで大きな役割を果たしてきたし、その役割が少なくとも近い将来に大きく縮小することはないと考えられる。以下は民間金融の役割を見る。

民間金融の第1の役割は、限られる資金を活用し、地域経済の発展を支えたことである。一般的に、民間金融は一定の地域内で行われ、取引の参加者は直接あるいは間接に相手の情報を持っている。しかもこの情報は日ごろの蓄積で精度向上が繰り返されて、フォーマルな金融機関が投資して集積できないものも多く含まれている。これがいわゆる「情報の優位性」である。この「情報の優位性」があるからこそ、民間金融は私営・個人企業などに効率的な資金供給を行うことができる。具体的にいえば、これまで民間金融は三つの面で地域経済の発展に貢献してきた。まず、民間金融は私営・個人企業の事業資金を供給し、地域経済の発展に供給サイドから役割を果たしてきた。そして民間金融は消費資金、とりわけ分割できない消費に資金を供給し、経済の発展に需要サイドから貢献してきた。最後に民間金融は、資金提供者に金利収入をもたらし、遊休資金の動員と地域における資金の蓄積をもって地域経済の発展を促進してきた。

そして民間金融の第2の役割は、地域においてフォーマルな金融機関にアクセスできないユーザーにアクセス手段を提供するだけでなく、フォーマルな金融機関よりも低いコストで金融アクセス手段を提供したことであろう。

商品経済が活発な東南沿海数省において、資金需要が旺盛であるにもかかわらず、フォーマルな金融機関はほとんど庶民および個人・中小私営企業を融資対象としてこなかった。仮に、庶民および個人・中小私営企業がフォーマルな金融機関から借り入れることができても、交通、担保、書類作成、コネクションそして一般化されているともいわれる裏りべートなどにかかる取引コストは、彼らが負担できないほど高くなる場合が多い。これに対して、民間金融はほとんど地域の住民の間で行われているため、取引コストがフォーマルな金融機関と比較して非常に低くなる。金融機関の側から見れば、上述のように民間金融がフォーマルな金融機関より「情報の優位性」を有するため、金融取引にかかる最も重要なコストである情報収集のコストがほとんど不要となり、庶民および個人・私営企業の経営者などに低コストで金融へアクセスする機会を提供することができる。これまで見てきたように、温州をはじめ中国における民間金融、とりわけ農家の借り入れに占める民間金融の割合は大きい。フォーマルな金融機関が存在し、かつあらゆる地域に整備されるにもかかわらず



ず、実際に農家および個人・中小私営企業はほとんどをインフォーマルな金融機関に頼っている。このことは、彼らがインフォーマルな金融機関を利用する場合の「金融アクセスコスト」（金利プラス取引コスト）が、フォーマルな金融機関を利用する場合のそれよりも低いことを意味するといえよう。

民間金融の第3の役割は、フォーマルな金融機関の革新あるいはサービス改善を促すことである。温州を中心とする民間金融が発達した地域においては、他の地域より国有銀行および「農村信用合作社」などのフォーマルな金融機関は営業時間の延長、企業のニーズに応える商品開発などのサービス改善に努め、資金需給のギャップがより小さくなっているという現象が多く観察される。陳国興（1989, 135~136）によると、1980年10月に蒼南県金郷鎮農村信用社は、「民間貸借」の競争を受けて自身の生存に脅威を感じた結果、国の金利規制を破り、市場実勢に近い変動利率体制を取り入れ、当年で黒字化を実現した。変動利率体制は、まず県内の他の信用社に真似され、次に83年末までに温州市内の5県の33信用社で実行された。この結果、温州市内の信用社は経営が活発になり、国有銀行の強力な競争相手となった。これを受け、1986年5月に農業銀行蒼南県銭庫鎮営業所は「利率改革」を行い、その経験が1986年11月に市内の農業銀行19営業所に広がり、「温州市農業銀行『利率変動、預貸連動』貸付の暫定方法」というものまで制定された。そして、1986年冬から、市内に変動利率体制を実行する株式制都市信用社が多く設立され、国有専門銀行（現在の国有商業銀行）に大きな衝撃を与えた。専門銀行の強烈な陳情を受け、1987年9月に中国人民銀行本店は、温州市を全国唯一の利率改革試験都市とすることを決定した。

その後、温州のフォーマルな金融機関の改革は、政府や人民銀行の政策の中で前進と後退を繰り返しながらも、傾向として進んでいる。2002年3月に瑞安と巷南の信用社における利率変動実験がスタートし、10月に全市まで範囲が拡大され、年末で「中国金融改革実験区」としての許可を得て、6項目にわたって金融改革を行うことになった。このように、温州におけるフォーマルな金融機関は、民間金融の競争を受け、改革に取り組んできた。その結果として、2002年末現在における温州にある銀行の不良債権比率は4.7%となっている（「温州縁何成為利率改革橋頭堡」『中国経済時報』2003年1月21日）。

以上、第1と第2の役割は金融仲介機能およびサービスを補完あるいは強化するもので、第3の役割は金融機能あるいはサービスの改善または改革を促進するものである。日本においても、戦前期、特に明治期の金融仲介は、銀行から直ちに究極の借り手への資金供給が行われるのではなく、その中間に商人・地主が介在することがしばしばであった。このような「重複金融仲介」方式が商人・地主の資金力とともに、その仲介技術を応用して成立していた（寺西 1982, 18頁）のである。民間金融が金融機能を補完、強化したことは、寺西（1982）による日本の「重複金融仲介」の事例を見ても明らかである。

#### 4. 民間金融に対する批判と政府対応

以上、民間金融が地域経済に対し大きな役割を果たしてきたことを見てきた。しかしこれまで、政府、フォーマルな金融機関およびメディアが中心となって行われてきた民間金融に対する批判は厳しいものである。それはおおむね三つある。すなわち、概してその利率が高いこと、詐欺が多いこと、金融秩序を混乱させることである。実際に政府の対応もこの三つの批判を根拠にしている。

第1の批判は、もっとも広く行われているものである。その原因は中国人民銀行の基準利率と比較されるためである。温州には、国有銀行などで実行される基準利率、認められた信用社で実行される変動利率および民間金融の利率という3種類の利率<sup>(14)</sup>が存在している。たしかに、基準利率と比較すると、民間金融の利率はかなり高いものとなる。1980年ごろまでは無利息や低利率のものがほとんどとなっていたが、1980年以降は高利率のものが多くなり、特に東南沿海部でその発展が早かった。金利が1988年ごろ最も高くなり<sup>(15)</sup>、以降下落傾向にある。福建、浙江省などの沿海地域において、利率は一般的に月2～3%となった。そして、1990年代末から2%を割るようになり、信用ある企業では1%以下で資金を調達することが可能となった。人民銀行温州中心支店の調査によれば、2002年12月の温州の民間貸借の年率は9.087%である（胡・曹 2003）。2003年1月になると、それが9.347%となり、2月は8.801%に下がった。

しかしいうまでもなく、利率の高いものが必ずしも悪いものではない。人為的に低く抑えられた基準金利よりも、市場に基づく民間金融の金利の方が合理的であり、効率的な資源配分の実現を通じ経済発展を促進する可能性が高い。

前述したように、民間金融は「情報の優位性」を有している。民間金融はこの「情報の優位性」と地域における人的なネットワークなどによって、フォーマルな金融機関よりリスクが少ない。しかし、民間金融はフォーマルな金融機関のような法的な地位と政府の信用保証が与えられていない。法的な手段での債権の強制回収ができない一方、預金集めには個人などの信用以外に預金保障手段を明示できない。そのため、民間金融はより高い利率で資金を集め、より高い利率で資金を供給するしかない。

張・文（2002）は、甘肅省合水県の200世帯の農家に対する調査で、民間貸借の利率はその用途別によるリスクの差にはほぼ連動していることを発見した（表6を参照）。賭博での未払い金の返済資金の金利は最も高く、その資金の返済リスクが最も高いとみなされるためである。また、冠婚葬祭は

---

(14) この3種類の利率がどのくらいになるのかについて、史ほか（2002, 197頁）を参照。

(15) 苑（1988, 158頁）によれば、個人銭庄の貸出利率は、一般的に月2.4%～3%である。銀行の貸出金利より3倍あまり高くなるが、民間自由貸借のその半分でしかない。

表 6 民間貸借の利率と使途

資金使途	世帯数	借入金額(万元)	借入期間	金利(月利)
冠婚葬祭	29	32	6ヵ月～1年	5～10%
農業生産	13	42	3ヵ月～6ヵ月	3～5%
債務返済	28	17.4	1年以上	5%
災害による一時支出	-		3ヵ月～6ヵ月	3%
子弟教育	11	6.2	3ヵ月～6ヵ月	3%
地方政府の支出割り当て	-	-	1年以上	2%
賭博での未払い金	-	-	3ヵ月以内	10%

出所：張・文（2002，126頁，128頁）。

注：調査対象は200世帯。そのうち127世帯は民間貸借に参加したことがあり，84世帯は2002年現在参加している。貸借総額は104万元，世帯あたりが1.24万元となる。

中国とりわけ農村における慣習であり，人生に一回のみの大消費，大行事だとされている。そのため多くの人は無理をしても贅沢にしたがるが，貸し側にとってそれなりにリスクが大きくなるため，利率が高くなる。

一方，企業の高い利益率が民間金融の高利率を可能にしている。蒼南県情調査組（1996，236頁）によれば，月3%すなわち年利は36%になり，一見高く見えるが，温州市の場合，事業の利益率は100%ぐらいで，これに比較すると，年利36%は高いものではない。1985年，宜山，橋頭，平陽などの鎮に対する調査によると，資金の月利利益率は10%ぐらいという報告があった。また張（1999，449～457頁）は，民間金融における超過需要が常に存在したにもかかわらず，借り入れ側による「逆選択」問題を克服するためであると主張している。これは一種の「信用割当」となる。

そして，借り手にとっては，借り入れの費用は金利だけではなく，担保，保証，書類作成，交通，コネクションなどにかかる費用も非常に重要になる。金融機関にとっても，その内容が違ふものの，情報収集，書類作成，貸出担当者への監督，将来の債権回収にかかる取引コストが軽視できないほど大きいことであろう。実際に中国農村においては，国有銀行が情報収集をはじめとする取引コストを，規制金利のもとでは借り手に転嫁することができず，採算に合わないため撤退し始めた。たとえ金利の規制が撤廃されても，農村における数多くの庶民や零細企業などにとっては，民間金融よりフォーマルな金融機関の方が，金利プラス取引コストで借入総費用が高くなる可能性が大きい。泉田（1992，2頁）は，平均的な費用は民間金融の方が少なくなるだろうと主張している。

第2の批判として，民間金融が多くの場合，詐欺であることがあげられている。すなわち，民間金融において，借入者は最初から返済しないつもりで騙し取るのである。確かに，民間金融において約束通りに返済できないものが多く観察される。しかし，民間金融は前述の「情報の優位性」がある一方，信用をなくすといろいろと有形的，無形的なペナルティーが与えられる。特に法律がま

だ整備されていない中国では、フォーマルな金融機関に対する債務には目に見える財産を持って返済すればすむ場合がほとんどである一方、民間金融における債務は死ぬまで尾を引き、そして家族にも悪影響を与える場合が多いだろう。そのため、いわゆる戦略的債務不履行 (Strategic default)、すなわち財産を隠してフォーマルな金融機関の債務を返済せず、民間金融におけるそれを無理でも返済するような人またはケースが多く観察される。史ほか (2002, 200~201頁) は、借入者の収益が血縁、地縁などを切られるコストを超えると、民間金融における契約違反が発生すると主張している。しかし、血縁、地縁などを切られるコストがあまりにも高いものになるため、生存できないまでに追い込まれない限り普通の中国人はしないと考えられる。

また民間金融の傾向として、一件あたりの金額が少なく、短期間であり、主な用途は生産資金であるとされている (徐ほか 1994, 98頁)。経済発展がより遅れた地域では、進んでいる地域より調達された資金が消費に使われた場合が多いことが観察される。消費資金の金利は生産資金より低い。表4の「合会」の給付金用途を見ると、生産資金に使われたケースが多いことがわかる。農業銀行温州支店の温州農家66世帯に対する調査によれば、83.3%の農家が民間から資金を調達した。その用途は、工場の設立43.6%、開店25.5%、養殖21.8%、不動産、学校9.1%となっている (崔ほか 2002)。そして、民間金融の資金用途は、生産資金と消費資金に分けられているが、生産資金が最初から詐欺の目的で調達したものであるとは考えられない。

そして3番目の金融秩序を混乱させるという批判については、政府が民間金融を公式に認め、そして監督を加えればこの問題が大幅に緩和できると考えられる。史ほか (2002, 199頁) は、国有銀行がこれまでの規模を維持できるのは国から与えられた独占地位、他の金融資産に対する規制に守られる預金という単一金融資産システムのためであると主張している。多くのメディアは、民間金融に対する取締りを報道するに際し、民間金融の悪影響としてフォーマルな金融機関の預金量の減少、フォーマルな金融機関の経営および国の金融政策、金融秩序に与える衝撃をあげている<sup>(16)</sup>。これらの金融秩序は、フォーマルな金融機関による独占秩序を意味することが読み取れる。しかし、フォーマルな金融機関による独占はむしろ、すでに中国における経済発展の主役となりつつある私営・個人企業に適しないことが明らかとなっている。そして、WTOに加盟してから5年以内に外国金融機関の参入規制を撤廃すると約束した中国政府にとっては、民間資本による金融機関の育成が緊急性を要する課題となっている。

これまで政府とりわけ中央政府は、民間金融に対してしばしば取締りキャンペーンを行ったり、<sup>(17)</sup>

---

(16) 中国の民間金融について、これまで最も系統的な研究だとされている『中国民間金融研究』(姜 1996, 240~241頁)においても、民間金融のデメリットとして、国の金融政策に悪影響を与えること、リスクが大きく金融、経済そして社会の安定を損なうこと、銀行と信用社の業務に衝撃を与えることをあげている。

(17) 現状では、中国政府は、民間貸借を認めるものの、高利貸しと「乱集資」を認めないという態度

フォーマルな金融機関の発展による民間金融の消滅や役割減少を凶ってきた。いずれも一時的な効果はあったが、結局失敗に終わっている。従って、政府は民間金融の役割を認め、積極的にフォーマル化させる一方、監督を与える方がより効果的である。

## おわりに

これまでの中国においては、フォーマルな金融機関はほとんど政府系金融機関<sup>(18)</sup>であり、国有企業が主なサービス対象となっている。そのため、民間企業とりわけ中小私営および個人企業は自己資金以外に、その資金調達もっぱら民間金融に頼るしかない。一方、農村改革から始まった改革開放は、公的な機関以外での資金の蓄積を可能にした。そのため、民間金融が盛んに行われてきた。しかし、民間金融という性格とも関係があり、これに関する系統的な研究がほとんどなく、それに関するマクロデータでもいくつかの農家調査しか見られない。そのため、本論文はこれまでの民間金融に関するミクロデータをできるだけ集め、その実態をすこしでも明らかにすることに努めた。

まず、民間金融の形態として、「合会」、「銭庄」など、「農村合作基金会」など、闇外為市場、質屋および「民間集資」があげられる。

次に、私営・個人企業の発達で有名となっている温州市は、中国における民間金融の代表的な地域ともなっている。いわゆる自立的な産業発展である<sup>(19)</sup>。温州における民間金融は、発生段階、発展段階、一時的な低調と更なる発展段階および成熟段階の4つの段階に分けることができる。

そして中国における民間金融は、フォーマルな金融機関に比べると「情報の優位性」があり、遊休資金を動員し地域経済発展を支え、低いコストでユーザーに金融アクセス手段を与え、フォーマルな金融機関の革新を促すという三つの役割がある。すなわち、フォーマルな金融機関による金融機能を補完または強化し、改善するものである。

しかしこれまで、政府、フォーマルな金融機関およびメディアが中心となって、民間金融を、利率が高い、詐欺が多い、金融秩序を混乱させるといって批判してきた。民間金融は市場に基づき価格（利率）決定をしており、むしろフォーマルな金融機関より合理的である。またフォーマルな金

---

をとっている。高利貸しは民間貸借との区別基準として、金利が高いことと資金はギャンブルなどの違法行為に使われているかどうかをあげられる（陳 2001を参照）。「乱集資」については、1998年国務院が公布した「整頓乱集資乱批設金融機構和乱弁金融業務实施方案（無許可の集資、金融機関をむやみに設立することおよび金融業務をむやみに行うことの整頓に関する实施方案）」によれば、「乱集資」とは、許可を得ず、社会において不特定多数のものを相手にした集資活動を指す。利息付借入れ、株（利息付きまたは配当付き）などの方式で集資、会社設立の名目での変種集資などを含む。

(18) 唯一の民間銀行とされる民生銀行は、民間資本が50%を占めている。

(19) 渡辺論文を参照。

融機関のほうが戦略的債務不履行問題があり、それに対する詐欺事件が多発している。そして金融秩序を混乱させるという批判には、その金融秩序がフォーマルな金融機関による独占秩序であることが読み取れる。

以上のように、当面はフォーマルな金融機関は十分な金融サービスを提供することができないため、民間金融は大きな役割を果たすことが予想される。したがって、政府は民間金融の役割を認め、それを監督の範囲内に収めるほうが効率的であると考えられる。

(麗澤大学経済社会総合研究センター特別研究員)

### 参 考 文 献

- Asian Development Bank. (1992), *Informal Finance: Some Findings from Asia*, Hong Kong: Oxford University Press.
- 包宗順 (1996), 「農村居民融資状況と農村合作基金会の発展——江蘇600個農戸問卷調査資料分析」, 『中国農村経済』1996年5月
- 蒼南県情調査組 (1996), 『中国国情叢書—百县市经济社会調査』, 中国大百科全書出版社
- 陳冠柏 (1986), 「錢庄『老板』——記民間金融家方培林」, 『江南』第6期 (公木・端嘉・陳舒 (1987), 『温州的農民企業家』, 広西人民出版社に所収)
- 陳国興 (1989), 「温州利率改革成果与深化改革探析」, 『温州論壇』1989年4月 (中国人民大学書報資料中心, 『複印報刊資料, 財政・金融』, 1989年第10期, 135~138頁に転載)
- 陳国興・曾中蘇 (1988), 「温州農村金融改革的实践与成果」, 『温州論壇』1988年1月 (中国人民大学書報資料中心, 『複印報刊資料, 財政・金融』, 1988年第5期, 114~117頁に転載)
- 陳劍波 (2001), 「中国の中小企業金融の実態」, アジア経済研究所『アジア産業ネットワーク研究事業報告書 中国』, 経済産業省委託研究
- 陳小敏 (2000), 「新中国第一家私人錢庄の誕生和消亡紀実」, 『温州人』2000年8月
- 陳玉雄 (2001), 「中国の経済変革におけるインフォーマル・システム—計画経済から市場経済への移行に果たす役割—」, 麗澤大学経済学会, 『麗澤経済研究』第9巻第2号
- (2002), 「中国の金融システムの形成過程における『下からの変革』」, 世界経済研究協会, 『世界経済評論』11月号 (通巻567号)
- 崔礪金・李江・呉亮 (2002), 「地下資金『暗流』触目惊心—浙, 閩, 粵三省地下金融市場調査」, 『国際金融報』2002.1.18
- 嚴善平 (2002a), 「農村金融の制度と実態」, 国際金融情報センター『中国の金融制度改革とその課題』, 財務省委嘱調査
- (2002b), 「郷鎮企業の発展と融資問題」, アジア経済研究所『アジア産業ネットワーク研究事業報告書 中国』, 経済産業省委託研究
- 貴州県農業銀行・牌樓郷信用社聯合調査組 (1985), 「積極引導, 揚利抑弊——牌樓郷自由借貸状況的調査」, 中華人民共和国農牧漁業部編『農村資金的聚集和使用』, 農業出版社
- Guo Xiaoming and Lei Xiaoming. (1999), *Rural China Entering the 21st Century: Credit*. <http://www.usc.cuhk.edu.hk/>
- 何清漣 (1998), 『現代化的陷阱——当代中国的社会問題』, 今日中国出版社 (日本語版: 『中国現代化の落とし穴』, 坂井臣之助・中川友 訳, 草思社, 2002)

- ヘルマン・ムードク・スティグリッツ (Hellmann, Thomas F., Kevin C. Murdock, and Joseph E. Stiglitz 1997), 「金融抑制——新しいパラダイムにむけて」, 青木昌彦・金澄基・奥野正寛編, 白鳥正喜監訳, 『東アジアの経済発展と政府の役割——比較制度分析アプローチ』, 日本経済新聞社
- 黄葦町 (1992), 『中国的隠形経済』, 中国商業出版社 (日本語版: 1996, 『中国的隠形経済』, 鈴木満子他訳, 毎日新聞社)
- 胡恩強・曹光群 (2003), 「温州率先『監測』民間借貸利率」, 『温州日報』2003年1月21日
- 泉田洋一 (1992), 「農村金融の発展と回転型貯蓄信用講 (ROSCAs) —日本における講の役割—」, 宇都宮大学農学部編『学術報告』, 第15巻第1号1~18頁
- 姜旭朝 (1996), 『中国民間金融研究』, 山東人民出版社
- 梁治平 (2002), 「伝統及其変遷: 多元景観下的法律与秩序」西湖法律書友会ホームページ, 『法律論文資料庫』, 論文番号851
- 李福臣・王相品 (1987), 「從温州農村資金市場看發揮銀行主渠道作用的必要性」, 『中国金融』1987年第8期
- 劉乾坤・王銳 (2002), 「浙江民間金融尋求出路」『經濟觀察報』第64期, 2002年7月8日
- 盧現祥・李正雪 (1993), 『神密な金融王国』, 河南人民出版社
- 中生勝美 (1992), 「浙江省温州市の民間金融と農村社会」, 『アジア経済』第33第9巻(9月), 2~19頁
- 林春霞 (2002), 「民間資本: 滋養『温州模式』的沃土」, 『中国経済時報』2002年10月17日
- 史晋川・金祥榮・趙偉・羅衛東ほか (2002), 『制度変遷与経済発展: 温州模式研究』, 浙江大学出版社
- 白石麻保・矢野剛 (2003), 「中国の漸進的金融改革——課題と展望」, 大西広・矢野剛編『中国経済の数量分析』, 世界思想社
- 孫越生 (1989), 『東方現代化啓動点——温州模式』, 社会科学文献出版社
- 高坂章 (1986), 「金融: 経済発展における金融の役割」, アジア経済研究所『発展途上国研究1978~85』
- 寺西重郎 (1982), 『日本の経済発展と金融』, 岩波書店
- 杜進 (1997), 「中国農村金融市場の実証分析——農家の金融取引と投資決定の交差を中心に——」, 中兼和津次編著『改革以後の中国農村社会と経済——日中共同調査による実態分析』, 筑波書房
- 王雲帆 (2002), 「温州1600億元民間資金往何処去」, <http://cn.news.yahoo.com/020616/83/14azd.html>
- 渡辺真理子 (2002), 「中国農村における金融機関の活動」, アジア経済研究所, 『アジア産業ネットワーク研究事業報告書』, 経済産業省委託研究
- 温鉄軍 (2000), 「農村合作基金会的興衰: 1984-1999」, <http://www1.cei.gov.cn/forum50/>
- 徐曇 (2003), 「利率放開一年之後農信社反受其累」『中国経営報』第1499期, 2003.3.21
- 徐笑波, 鄧英洵, 薛玉炜, 劉建進, 胡斌 (1994), 『中国農村金融の変革与発展1978-1990』, 当代中国出版社
- 山本裕美 (1999), 『改革開放期中国の農業政策——制度と組織の経済分析』, 京都大学学術出版会
- 袁恩楨 (1987) 編, 『温州模式與富裕之路』, 上海社会科学出版社
- 李繩毅・饒餘慶 (1984), 細井幸夫監訳, 中島崇行訳, 『アジアの金融市場』, 東洋経済新報社
- 苑勝利 (1988), 「私人錢庄在農村資金市場中的作用及对策」, 『经济管理』1988年5月, 24~26頁 (中国人民大学書報資料中心『複印報刊資料』1988年第7期, 158~161頁)
- 張承惠 (2002), 「非正式融資: 一個需要重新認識的問題」, 國務院發展研究中心『国研報告』, 編号: 2002-162
- 張軍 (1999), 「改革後中国農村の非正規金融部門: 温州案例」, 張曙光主編, 北京天則經濟研究所編, 『中国制度変遷的案例研究第二集』, 中国財政經濟出版社
- 張仁寿・李紅 (1990), 『温州模式研究』, 中国社会科学出版社
- 張曉輝 (2001) 主編, 『全国農村社会經濟典型調查数据彙編』, 中国農業出版社
- 張小国・張四喜 (1989), 「温州民間金融の第二次風潮」, 『經濟日報』, 1989年1月28日 (中国人民大学書

- 報資料中心,『複印報刊資料,財政・金融』,1989年第2期,85~86頁に転載)
- 張友俊・文良旭(2002),「交易,契約機制与自律:合水県民間借貸個案研究」,中国金融学会『金融研究』2002年第4期(総第262期)
- 章敏(1986),「農村民間借貸与資金市場開放」,『福建論壇:經濟社会版(福州)』,1986年11月,30~32頁(中国人民大学書報資料中心,『複印報刊資料,財政・金融』,1986年第11期,139~141頁に転載)
- 鄭良芳(1998),「信用合作篇」,何光主編『中国合作經濟概観』,經濟科学出版社
- 中共中央政策研究室・農業部農村固定觀察点弁公室(1992)編,『全国農村社会經濟典型数据彙編(1986-1990)』,中共中央党校出版社
- 朱德林,胡海鷗(1997)編,『中国的灰黑色金融—市場風雲与理性思考』,立信會計出版社